

板倉ニュータウンにおける地域マイクログリッド事業及び水素利活用事業に関する実施方針（案）を定めたので、公表する。

令和4年11月1日

群馬県企業管理者 中島 啓介

板倉ニュータウンにおける地域マイクログリッド事業及び水素利活用事業

実 施 方 針

(案)

令和4年11月

群馬県企業局

目次

1 本事業に関する事項	1
2 選定事業者の募集及び選定に関する事項	4
2.1 選定事業者の募集及び選定	
2.2 募集及び選定スケジュール	
2.3 応募手続き等	
2.4 応募者の備えるべき参加資格要件	
2.5 審査及び選定に関する事項	
2.6 提出書類の取扱い	
3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	10
3.1 予測される責任及びリスクの分類と官民間での分担	
3.2 提供される事業水準	
3.3 選定事業者の責任の履行の確保に関する事項	
3.4 群馬県企業局による事業の実施状況の監視	
4 立地条件・板倉ニュータウン太陽光発電所に関する事項	12
5 基本契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	13
6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	13
6.1 選定事業者に契約不履行の懸念が生じた場合	
6.2 その他の事由により事業の継続が困難となった場合	
7 法制上及び税制上の措置等に関する事項	14
7.1 法制上及び税制上の措置に関する事項	
7.2 その他支援に関する事項	
8 その他、本事業の実施に関し必要な事項	14
8.1 議会の承認	
8.2 情報提供	
8.3 応募に伴う費用負担	
8.4 問合せ先	
添付資料	15

1 本事業に関する事項

1 本事業に関する事項

(1) 事業名

板倉ニュータウン地域マイクログリッド事業及び水素利活用事業（以下、「本事業」という。）

(2) 事業に供される公共施設の種類

マイクログリッド設備及び水素実証設備等

(3) 公共施設の管理者の名称

群馬県企業管理者 中島 啓介

(4) 事業目的

本事業は、板倉ニュータウンの未造成住宅分譲区画（グリーンブロック）において、災害時にも電力供給を行う地域マイクログリッドの構築と、太陽光発電による再生可能エネルギーで製造した水素を活用し安定した電力の供給を行うことにより、住宅地の分譲促進を図るとともに、水素の利活用に伴う技術的ノウハウ等の獲得を目指すものである。

また、漸次増加が予想される新規住宅を対象とした水素利活用によるマイクログリッド実証試験として、今後の“水素社会”を視野に入れた各装置の効率変化や電力負荷変動への追従性、実効性のある効果的な保守管理手法等に係る実証データの取得及び検証を行う。

本事業は、民間ノウハウ・経営能力等を活用することにより、これらのことを実現し、本事業が地域貢献・地域の活性化に結び付けていくことを目的とする。

(5) 事業概要

グリーンブロック（図面参照）において、別途工事にて設置する地中埋設配管内に、本事業にて敷設するマイクログリッド（需要地系統）用電力配電線にて、漸次建築される住宅（最終想定 50 世帯）を対象に電力供給を行う。

電源原資は、各戸に設置済みの太陽光発電設備及び本工事にて新規設置若しくは、既設の板倉ニュータウン太陽光発電所（以下、「板倉太陽光」という。）設備による発生電力を街区蓄電池を介し、水素を製造・貯蔵・改質して発生する電源とする。

(6) 事業範囲

本事業を実施する民間事業者（以下、「選定事業者」という。）は、以下の業務を行う。

1) 法令手続き支援業務

本事業実施に伴う各種手続き（系統連系手続き、各種占用手続き、地元説明等の申請等支援

2) 設計及び工事監理業務

- ① 各種調査（測量、地質他、本事業に必要と思われる調査）

- ② 基本設計
- ③ 実施設計
- ④ 工事監理

3)建設業務

- ① 新規分譲宅地の漸次増加を考慮した新規太陽光発電設備の建設（ただし、下記に示す板倉太陽光のいずれか若しくは複数の組み合わせによる利用も可能）
 - ア) 東地区：1,999kW（H25年7月 FIT 認定設備）
 - イ) 西地区：268kW(H25年7月 FIT 認定設備)
 - ウ) 東地区 FIT 認定設備のうち、約 230 kW 分のパネル（ただし、別途改修工事が必要。）
- ② 上記①の太陽光発電設備にて発生した電力及び各戸に設置された太陽光発電設備の余剰電力（逆潮流）を対象とした電力貯蔵設備（街区蓄電池）の建設
- ③ 上記②の電力を対象とした水素改質設備及び当該水素を対象とした水素貯蔵設備の建設
- ④ 貯蔵水素を電気に変換し、各戸の電力消費に応じた電力供給・管理（CEMS）設備の建設
- ⑤ 建設された①～④設備のうち、必要な設備を収納する建屋の建設
- ⑥ マイクログリッド用電力配電線敷設
- ⑦ その他必要な設備の建設

(7) 実施体制

- ① 本事業に係る設計、施工、設置及び試運転については選定事業者または、選定事業者と企業局とで新たに設立する特定目的会社（以下、「SPC」という。）が設立（登記完了）されている場合には、SPC。
- ② 営業運転開始後の各設備の保守管理については、SPC。
ただし、SPCへの企業局出資比率は関係者内の最少を計画しているが、会社定款とともに本事業契約締結後、協議により決定する。
- ③ 本事業にて設置した各設備については、実証試験終了までの間、県にて所有し、試験終了後はSPCに譲渡するものとする。
- ④ 各設備の県所有期間における維持管理、運営については、県からSPCに委託する等により行う。
- ⑤ 県からの設備譲渡後については、原則、SPCにて維持管理、運営を行うこととする。

(8) 事業方式

本事業の施設整備に係る資金調達は、群馬県企業局が行い、選定事業者が、設計・建設・維持管理・運營業務を行う「DBO（Design Build Operate）方式」により実施する。

(9) 事業実施期間

本事業の事業期間は、基本契約締結日から令和13年3月31日までを見込んで
いる。

(10) 契約の形態

群馬県企業局は、本事業について選定事業者には板倉ニュータウンにおける地域マ
イクログリッド事業及び水素利活用事業の設計・建設及び維持管理・運営を一括で
発注するため、選定事業者と「基本協定」を締結し、その後、本事業に係る基本契
約（以下、「基本契約」という。）を締結する。

(11) 事業スケジュール(予定)

本事業のスケジュール（予定）は、以下のとおりとする。

- ・ 基本協定の締結 : 令和5年4月
- ・ 基本契約の締結 : 令和5年4月
- ・ 法令手続き支援・設計・建設・工事監理業務 : 令和5年4月～
- ・ 維持管理・運營業務 : 令和6年6月～

(12) 選定事業者の収入

本事業では、SPCの経営確保に係る事業提案も対象としており、事業性の確保
の観点から、新規分譲地近傍に位置する板倉太陽光を利活用した提案も可能であ
る。ただし、これら自主事業により得られる増益については企業局と協議のうえ、
SPCの収入とすることができる。

(13) 遵守すべ法令等

選定事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、
施行規則、条例等を含む）等を遵守する。

地方自治法、地方公営企業法、建築基準法、建設業法、建築士法、都市計画法、
景観法、消防法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、悪臭防止法、土壌汚染対策
法、道路法、河川法、水道法、下水道法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、
公共工事の品質確保の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建
設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法
律、地球温暖化対策の推進に関する法律、労働基準法、労働安全衛生法、宅地造成
等規制法、電波法、ガス事業法、電気事業法、騒音規制法、振動防止法、高圧ガス
保安法、官公庁施設の建設等に関する法律及びその他関係法令

2 選定事業者の募集及び選定に関する事項

2.1 選定事業者の募集及び選定

群馬県企業局は、本事業への参加を希望する事業者（以下、「応募者」という。）を広く公募し、応募者が募集要項で規定する参加資格要件を満たし、かつ、提案内容が要求水準を満足する内容であることを前提に、「公募型プロポーザル方式」によって事業者を選定する。

審査は、資格審査・内容審査・価格審査等、総合的な内容とする。

2.2 募集及び選定スケジュール

本事業の募集及び選定スケジュールは、以下のとおりである。

表1 本事業の募集及び選定スケジュール

	日程（予定）	内容
令和4年	11月1日（火）	実施方針・要求水準書（案）の公表
	11月16日（水）、17日（木）、18日（金）	第1回直接対話
	11月25日（金）	質問回答の公表 （実施方針・要求水準書（案）について）
	12月8日（木）	募集要項・評価基準等の公表
	12月21日（水）、22日（木）、23日（金）	第2回直接対話
令和5年	1月5日（木）	質問回答の公表 （募集要項について）
	2月16日（木）	提案者受付
	2月22日（火）、2月23日（水）、2月24日（木）	提案者のプレゼン
	3月中旬	事業者選定
	4月中旬	基本協定締結
	4月下旬	基本契約締結

2.3 応募手続き等

(1) 第1回直接対話

本事業の募集の趣旨について、応募者の理解促進を図るため、募集要項等の公表に先立ち、群馬県企業局と応募者で直接対話を実施する。

表2 第1回直接対話概要

日時	令和4年11月16日(水) 10時00分～12時、13時～17時 令和4年11月17日(木) 10時00分～12時、13時～17時 令和4年11月18日(金) 10時00分～12時、13時～17時
場所	群馬県庁 28F 企業局第二会議室
申込期限	令和4年11月10日(木) 12時まで
申込方法	別紙1「第1回直接対話参加申込書」に記入し、上記の申込期限までに「8.4問合せ先」に示すE-mail宛てに送付する。 送付する際の件名は、【板倉MG・水素事業 第1回対話】(企業名)とする。
参加人数	1グループ5名以内とする。
対話内容	原則非公表 ※対話内容は群馬県企業局の判断により、「実施方針・要求水準」を決定し「募集要項・評価基準等」に反映する。
留意事項	公表資料(実施方針(案)、要求水準書(案))については、応募者において持参すること。

(2)実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見受付

実施方針(案)及び要求水準書(案)に関する質問又は意見の受付は、以下のとおりとする。

表3 質問・意見受付概要

受付期間	令和4年11月1日(火)～令和4年11月18日(金)17時
提出方法	別紙2「実施方針に関する意見及び質問」に記入し、上記の期間で「8.4 問合せ先」に示すE-mail宛てに送付する。 送付する際の件名は、【実施方針等に関する意見及び質問】(企業名)とする。

(3)実施方針及び要求水準書(案)に関する質問回答の公表

実施方針(案)及び要求水準書(案)に関する質問回答は、以下のとおりとする。

表4 質問回答概要

公表日時	令和4年11月25日(金) (予定)
提出方法	提出されたすべての質問については、原則としてホームページを通じて公表する。 なお、意見についての回答は行わない。

(4)本事業の業務内容に係る資料の交付・閲覧

本事業の業務内容に係る資料(概念設計報告書・設備設置位置図・板倉太陽光の図面及び運転データ等)の交付・閲覧方法は、以下のとおりとする。

表5 資料の交付・閲覧概要

交付・閲覧日時	令和4年11月1日（火）～令和5年1月20日（金）
交付・閲覧方法	「8.4 問合せ先」に事前連絡のうえ、交付又は閲覧する。

(5)実施方針(案)及び要求水準(案)の変更

直接対話における事業者からの意見等を受けて、実施方針（案）及び要求水準（案）の内容の変更を行うことがある。

なお、変更した場合は、速やかにその内容をホームページで公表する。

2.4 応募者の備えるべき参加資格要件

応募者は、複数の応募者により構成されるグループとし、その中から代表企業を定めるものとする。

(1) SPCの設立について

応募者を構成する企業の一部は、遅くとも供用開始前に、企業局とともに会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として、本事業の維持管理、運營業務を目的とするSPCを設立する。

なお、SPCの株主は、原則として本事業の基本契約が終了するまでSPCの株式を保有することとし、群馬県企業局の事前の書面による承認がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

(2) 応募者の構成等

応募者の構成等については、以下のとおりとする。

① 用語の定義

- ・代表企業：応募者のうち、応募手続きを行う企業で、SPCに出資する企業。
- ・構成企業：応募者のうち、代表企業以外の企業で、SPCに出資する企業。
- ・協力企業：応募者のうち、SPCには出資せず、SPCから直接業務を受託又は請け負うことを予定している企業。
- ・設計企業：代表企業、構成企業、協力企業のうち、法令手続支援業務及び設計業務を行う企業をいう。
- ・建設企業：代表企業、構成企業、協力企業のうち、建設業務を行う企業をいう。
- ・工事監理企業：代表企業、構成企業、協力企業のうち、工事監理業務を行う企業をいう。
- ・維持管理企業：代表企業、構成企業、協力企業のうち、維持管理業務を行う企業をいう。
- ・運營業業：代表企業、構成企業、協力企業のうち、運營業務を行う企業をいう。

- ② 協力企業についても、参加証明書に協力企業として明記すること。
- ③ 本事業における同じ業務を複数の企業等により行うことができる。
- ④ 複数の要件を満たす企業は、本事業の複数の業務を実施することができる。
ただし、同一の企業が建設業務と工事監理業務を実施することはできないものとする。
- ⑤ 応募者の構成企業及び協力企業の変更は原則として認めない。
ただし、企業局が承認した場合は、この限りではない。
- ⑥ 応募者の構成企業及び協力企業は、他の応募者の構成企業及び協力企業にはなれない。

(3) 応募者の参加資格要件

1) 共通事項

応募者は以下の事項を満たすこと。

- ① 本業務を的確に履行可能な実施体制を確保し、執行できる能力を有すること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ③ 群馬県財務規則第170条第2項に規定する入札の参加制限を受けていない者であること。
- ④ 群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- ⑤ 破産宣告を受け、復権していない者でないこと。
- ⑥ 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- ⑦ 会社法に基づく清算の開始、破産法の規定に基づく破産申し立て、会社更生法に基づく更正手続き開始の申し立て、又は民事再生法の規定に基づく再生手続きの申し立てがなされている者（再生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く）でないこと。破産宣告を受け、復権していない者でないこと。
- ⑧ この技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ⑨ 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- ⑩ 国及び地方公共団体並びにこれらに準ずる法人が発注した下記の同種又は類似業務において、1件以上の実績を有さなければならない。

「平成24年度以降、水素を利用した電気事業に係る設計業務または、電気事業法に定める特定送配電事業に関する設計・建設・工事監理の実績を有する者」

⑪ 各法令に基づき、本事業に係る管理・運営に必要となる資格者を有する者。

2) **設計企業**

設計企業は、以下の事項を満たすこと。

・平成 24 年度以降、水素を利用した電気事業に係る設計業務又は、電気事業法に定める特定送配電事業に関する設計業務の実績を有する者。

3) **建設企業**

建設企業は、以下の事項を満たすこと。

・平成 24 年度以降、水素を利用した電気事業に係る建設業務または、電気事業法に定める特定送配電事業に関する建設業務の実績を有する者。

4) **工事監理企業**

工事監理企業は、以下の事項を満たすこと。

・平成 24 年度以降、水素を利用した電気事業に係る建設業務または、電気事業法に定める特定送配電事業に関する工事監理業務の実績を有する者。

5) **維持管理及び運営企業**

・各法令に基づき、本事業に係る管理・運営に必要となる資格者を有する者。

(4) **参加資格基準日**

上記(3)の確認基準日は、提案書の提出から基本協定締結時に至るまでの期間とする。

(5) **その他**

本事業に参加するため、各入札参加資格名簿への登録を希望するものは、以下の内容に基づき申請すること。各入札参加資格者名簿への登録には審査が必要となることから、早めに申請すること。

なお、申請に当たっての費用は、事業者負担とする。

1) **申請方法等**

申請については、下記 URL を参照の上、申請すること。

<https://www.pref.gunma.jp/06/h8000071.html>

2.5 審査及び選定に関する事項

(1) **審査に関する基本的な考え方**

- ① 審査は、群馬県企業局の幹部職員で構成する審査員にて行うものとし、審査基準は、募集要項等と併せて公表する。
- ② 審査員において、提案価格並びに施設整備計画、維持管理・運営計画、資金計画等の各面から総合的に提案書の審査を行い、最優秀提案者を選定する。
- ③ 主な提案に対する評価要素は、設計施工価格・ハイレジリエンス確保に関する提案・グリーン水素由来の電力供給割合・漸次増加する電力負荷を視野に入れた事業計画（過程における余剰電力又は、水素の用途に係る提案）・SPC 経

営確保に係る提案（SPC の設立時期に関する提案等）・本システムを利用した地域貢献策の要素を含めたものとする。

- ④ 優先交渉者（最優秀提案者）を選定するまでの間に、応募者が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には選定しない。

(2) 審査手順に関する事項

審査は、以下の手順により行うこととする。

1) 資格審査

応募者の備えるべき参加資格要件について審査する。

2) 提案審査

募集要項と併せて公表する審査基準に基づき、提案価格並びに施設整備計画、維持管理・運営計画、資金計画等を総合的に審査する。

(3) 選定事業者の決定

群馬県企業局は、審査員における選定結果をもとに、優先交渉者を決定する。ただし、優先交渉者が基本契約締結前に指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けた場合には、優先交渉者と基本契約を締結しないことができる。

(4) 選定事業者を選定しない場合

募集において、応募者がいない、又は、本事業を実施することが妥当でないと判断された場合には、選定事業者を選定しないこととする。

(5) 審査結果及び評価の公表方法

審査結果及び評価は、ホームページを通じて公表する。

2.6 提出書類の取扱い

(1) 著作権

提案書の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、本事業において、公表及びその他、群馬県企業局が必要と認めるときは、選定事業者の確認を得た上で、選定事業者の提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案書については、返却しないものとし、本事業の客観的評価の公表以外に使用しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3.1 予測される責任及びリスクの分類と官民間での分担

(1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が負うものとする。ただし群馬県企業局が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、企業局が責任を負うものとする。

(2) 予測されるリスクと責任分担

企業局と選定事業者の責任分担は、原則として「添付資料1 想定されるリスク分担」によることとし、直接対話等の応募者からの意見・質問の結果を踏まえ、必要な事項については募集要項の公表時に併せて公表する基本契約書（案）において明らかにする。

3.2 提供される事業水準

本事業において実施する業務の要求性能及び事業水準については、要求水準書（案）に提示する。

3.3 選定事業者の責任の履行の確保に関する事項

選定事業者は、募集要項と併せて公表する基本契約書（案）に基づき作成された基本契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。

なお、基本契約締結に当たっては、契約の履行を確保するため、契約保証金等の方法による基本契約の保証を行うことを想定している。

3.4 群馬県企業局による事業の実施状況の監視

(1) モニタリングの実施

群馬県企業局は、選定事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準に規定した要求水準を達成しているか否かを確認すべく、事業の実施状況についてモニタリングを実施する。

(2) モニタリングの時期

1) 基本設計・実施設計時

群馬県企業局は、選定事業者によって行われた設計が群馬県企業局の要求した性能に適合するものであるか否かについて確認を行う。

2) 工事施工時

選定事業者は、法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に

群馬県企業局から工事施工、工事監理の状況の確認を受ける。

また、群馬県企業局が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認を行う。

3)工事施工完了時

選定事業者は、施工記録を用意して、現場での工事完了検査を受ける。

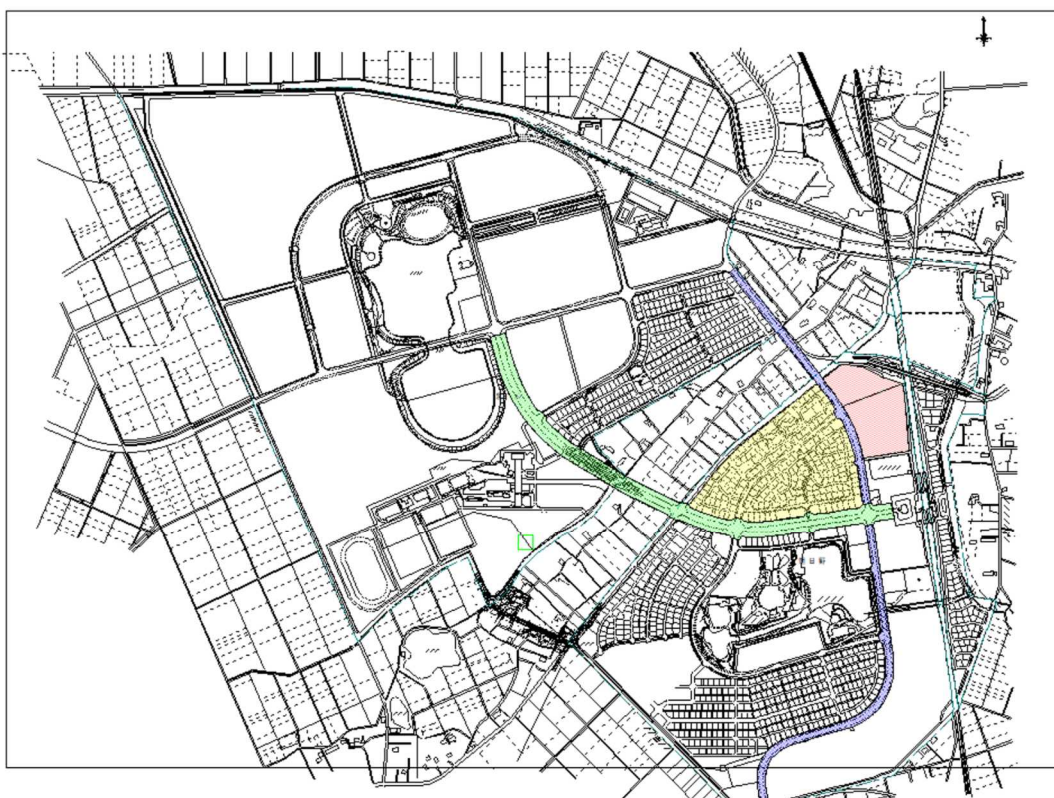
4)維持管理・運営管理

群馬県企業局は、維持管理・運営管理において、定期的に業務の実施状況を確認する。

4 立地条件・板倉ニュータウン太陽光発電所に関する事項

(1)対象区域(住宅分譲区画)

板倉東洋大前駅の駅前広場北側は、銀行やスーパーマーケットが、進出している。
また、駅前広場から、北西側にシンボルロード(緑)が整備され、駅前広場を横切るように町道通・仲伊谷田線(青)も整備されている。本事業の対象区域は、駅前広場から北に延びる通・仲伊谷線と東部鉄道日光線に挟まれた区域(赤)である。



(2)住宅分譲区画の概要

面積は、3.2ha(31,934㎡)であり、当該区は無電柱化街区として分譲される。

なお、全戸に太陽光発電設備が設置される予定である。

(3) 板倉太陽光発電所設備概要

項目	東地区	西地区	全体
○敷地面積	約44,000㎡	約6,000㎡	約50,000㎡
○発電最大出力	1,999 kW	26 kW	2,268 kW
○太陽光パネル	CIS (ソーラーフロンティア (株) 製 SF160-S)		
設置枚数 (160W/枚)	13,950枚	1,680枚	15,630枚
パネル面積	17,131㎡	2,063㎡	19,194㎡
パネル出力	2,232 kW	269 kW	
設置角度	20度		
設置方向	南南東 9度	南南東 8度	
○パワーコンディショナー	変換効率98.1%(富士電機 (株) 製PVI 750-3/500)		
設置台数 (500kW/台)	4台(内1台は499kW)	1台	
出力容量	1,999 kW	500kW	
○20年平均年間供給電力量 (推計)	2,331,000kWh	203,000kWh	2,534,000kWh
○運転開始日	(2013年) 平成25年7月17日		

5 基本契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

基本契約の解釈について疑義が生じた場合、企業局と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、基本契約書に規定する具体的措置に従う。

また、基本契約に関する紛争については、前橋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合には、以下の措置をとることとする。

6.1 選定事業者が契約不履行の懸念が生じた場合

企業局は基本契約書の定めに従い、選定事業者に改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができる。

なお、その他の対応方法については、基本契約書にて規定する。

6.2 その他の事由により事業の継続が困難となった場合

基本契約書に定める事由ごとに、責任の所在による改善等の対応方法に従う。

7 法制上及び税制上の措置等に関する事項

7.1 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

7.2 その他支援に関する事項

その他の支援については、以下のとおりとする。

- ① 本事業実施に必要な許認可や補助金申請に関し、群馬県企業局は必要に応じて協力を行う。
- ② その他の支援が適用される可能性がある場合には、群馬県企業局と選定事業者で協議を行う。

8 その他、本事業の実施に関し必要な事項

8.1 議会の承認

- ① 本事業の予算措置として、債務負担行為の設定に関する議案を、令和5年第1回定例県議会に提出する予定である。

8.2 情報提供

情報提供は、適宜、群馬県ホームページを通じて行う。

8.3 応募に伴う費用負担

応募に係る費用については、すべて応募者の負担とする。

8.4 問合せ先

群馬県企業局 経営戦略課 戦略・DX 推進係
〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1
電話:027-226-3915
FAX:027-243-7724
E-mail: k-kigyou@pref.gunma.lg.jp

添付資料1 想定されるリスク分担

群馬県企業局と提案事業者とのリスク分担を以下に示す。

段階	リスクの種類	リスクの内容	企業局	事業者
共通	公募資料リスク	公募資料の誤り又は変更によるもの	○	
	内容変更リスク	要求水準等の変更によるもの	○	
	法令等の新設・変更リスク	本事業にのみ影響を及ぼす法令（税制含む）の新設・変更によるもの	○	
		上記以外の法令（税制含む）の新設・変更によるもの		○
	応募リスク	応募費用に関するもの		○
	法定手続き遅延リスク	群馬県企業局の責めに帰すべき事由による許認可の遅延に関するもの	○	
		事業者の責めに帰すべき事由による許認可の遅延に関するもの		○
	本事業の中止・延期に関するリスク	群馬県企業局の責めに帰すべき事由によるもの（群馬県企業局債務不履行、議会の不承認によるもの）	○	
		事業者の責めに帰すべき事由によるもの（事業者の事業放棄、破たんによるもの等）		○
		国及び県、又は町の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	不可抗力リスク	天災・暴動等不可抗力によるもの	○	△
	環境問題リスク	事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水、水質汚染、臭気、電波障害、有害物質の排出）		○
	近隣対応リスク	本事業実施に関するもの	○	
事業者が行う業務に起因するもの			○	
契約締結リスク	群馬県企業局の帰責事由による契約締結の遅延に関するもの	○		
	事業者の帰責事由による契約締結の遅延に関するもの		○	
設計段階	用地リスク	群馬県企業局が事前に把握し、事業者に情報公開しているものに関するもの		○
		上記以外に予見できないもの	○	
	設計変更リスク	群馬県企業局の提示条件・指示の不備、変更によるもの	○	
		事業者の判断による設計変更や提案内容の不備によるもの 国や県、関係機関等の調整による設計変更	○	
建設段階	建設着工遅延リスク	群馬県企業局の指示や提示条件の不備、変更による建設工事着工の遅延に関するもの	○	
		事業者の責に帰すべき設計変更等による建設工事着工の遅延に関するもの		○
	工事監理リスク	工事監理に関するもの		○
	性能リスク	要求仕様不適合（施工不良を含む。）によるもの		○
	工事遅延リスク	群馬県企業局の責めに帰すべき事由によるもの	○	
		事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	工事費増大のリスク	群馬県企業局の責めに帰すべき事由によるもの	○	
		事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	施設の損傷	完工前の工事目的物や材料他、関連工事に関する損害		○
第三者賠償リスク	群馬県企業局の責めに帰すべき事由による建設工事の施工における第三者への損害	○		
	事業者の責めに帰すべき事由による建設工事の施工における第三者への損害		○	
物価変動リスク	建設工事期間中の物価変動		○	

段階	リスクの種類	リスクの内容	企業局	事業者
維持管理・運営段階	性能リスク	要求仕様不適合リスク		○
	維持管理・運営費上昇リスク	群馬県企業局の責めに帰すべき事由による維持管理・運営費の増大	○	
		事業者の責めに帰すべき事由による維持管理・運営費の増大		○
	大規模修繕リスク	大規模修繕及び更新にかかる費用負担	○	
	施設の損傷リスク	群馬県企業局の責めに帰すべき事由による施設の損傷	○	
		事業者の責めに帰すべき事由による施設の損傷		○
	什器備品等の損傷リスク	群馬県企業局の責めに帰すべき事由による施設の損傷	○	
		事業者の責めに帰すべき事由による施設の損傷		○
	第三者賠償リスク	群馬県企業局の責めに帰すべき事由による騒音、悪臭、光害、交通渋滞その他の理由による第三者への損害	○	
		事業者の責めに帰すべき事由による騒音、悪臭、光害、交通渋滞その他の理由による第三者への損害		○
セキュリティリスク	施設のセキュリティに関するもの		○	
契約終了	移管手続リスク	移管手続きに伴う諸経費の発生に関するもの		○